

奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

目次	ページ
○特定調達契約に係る一般競争入札	の実施(下水道課)
一	〇 右 同(会計局総務課)
四	

公 告

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告に係る調査は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

また、この工事は、予定価格の事前公表を行う機械設備工事です。
平成19年9月28日

奈良県知事 荒井正吾

- 1 競争入札に付する事項
1 工事名 浄化センター1号焼却炉更新(機械設備) 工事
工事番号 浄化第391号
- 2 工事場所 大和郡山形額田部南町
- 3 工事概要 この工事は、次のとおりです。
なお、詳細については、要求水準書のとおりです。
下水汚泥流動焼却炉(100トン/日) 1基
ケーキ移送設備 一式
ケーキ受入供給設備 一式

しき受入供給設備 一式

汚泥焼却設備 一式

熱回収設備 一式

排煙処理設備 一式

集塵設備 一式

灰貯留設備 一式

煙突 一式

用役設備 一式

燃料供給設備 一式

脱臭設備 一式

土木・建築工事 一式

撤去工事 一式

4 設計及び施工期間 第5の9の奈良県議会の議決後約33か月間

5 落札及び発注方式 この工事は、入札に当たって実施設計及び施工に係る技術提案を求め、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式及び学術提案に基づいた実施設計及び施工を一括して発注する設計施工一括発注方式の適用工事です。

第2 競争入札の参加方法
建設業者単独(以下「単独業者」といいます。)による参加又は建設業者2者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」といいます。)による参加とします。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格
奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち機械設備工事は上下水道設備工事の資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第4の2に定

める競争入札参加資格の確認を受け、第4の3に定める技術提案書(技術提案書に係る改善通知を受領した者)については、第4の4に定める再技術提案書)を提出したものが、この入札に参加することができます。

なお、同一の入札参加希望者が、複数の提案を行うこと及び複数の共同企業体の構成員になることはできません。

1 単独業者又は共同企業体の構成員の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による機械器具設置工事業又は水道施設工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置(以下「指名停止」といいます。)を受けていないこと。

(4) 次に掲げるこの工事に係る総合評価落札方式補助業務の受注者と資本又は人事情面において関連がある者でないこと。
名称 株式会社日水コン

所在地 東京都新宿区西新宿6-22-1

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。))第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づき更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第25号)附則第2条の規定による廃止前の承継法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による承継開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立

<p>てをしない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(8) 建設法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。)の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の総合評価が1.000点以上であること。</p> <p>(9) 経営事項審査の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の平均完成工事高(消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に100分の10.5を乗じて得た額)が、単独業者にあつては40億円以上、共同企業体の代表者にあつては30億円以上、代表者以外の構成員にあつては20億円以上であること。</p> <p>(10) この工事の主要機器である下水汚泥流動焼却炉を自社で設計及び製造することができ、かつ、据付及び試運転調整の現地施工ができる者であること。ただし、自社製造については、自社設計による引注も含むものとします。</p> <p>(11) 過去10年以内において、1基あたりの処理能力が5トン/日以上の官公庁所管の下水汚泥流動焼却炉の設置に係る申請書(「工事を完成したものに限り」ます。)を有するものであること。ただし、共同企業体の構成員としての実績に当たつては、出資比率20パーセント以上の場合に限り、ます。</p> <p>2 共同企業体の資格要件</p> <p>(1) 共同企業体を構成する建設業者の出資比率は、いずれも30パーセント以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は最大と同比率であること。</p> <p>(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、構成員の一部が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、資格を失った構成員又は指名停止を受けた構成員を除いた構成員が単独業者として入札参加資格を有している場合に限り、入札に参加することができます。</p> <p>3 配置予定技術者の要件</p> <p>(1) 単独業者又は共同企業体の構成員のすべてが、次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に配置できること。ただし、据付現場での施工着手から竣工までの期</p>	<p>間については専任で1名以上配置できること。</p> <p>なお、製缶現場(工場)の配置予定技術者と据付現場の配置予定技術者は、同一でなくともよい。</p> <p>また、共同企業体の場合、監理技術者を置くことが必要な工事では、共同企業体の代表者において監理技術者を配置すること。</p> <p>ア 機械器具設置工事又は水道施設工事に関し建設法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。</p> <p>イ 過去15年以内で竣工した官公庁所管の焼却炉設備(機械製設備)工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>ウ 入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>エ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、機械器具設置工事又は水道施設工事業の「監理技術者資格審査」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(2) 単独業者又は共同企業体の代表者は、この工事の設計業務に当たり、その業務の履行期間に次の条件をすべて満たす管理技術者を専任で1名以上配置できると。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者であること。ただし、日本語に堪能な者又は日本語通訳人を確保できる見込みのある者等であること。</p> <p>(イ) 技術士(総合技術監理部門)(選択科目を「下水道」とするものに限る。)</p> <p>(ロ) 技術士(上下水道部門)(選択科目を「下水道」とするものに限る。)で平成12年度以前の技術士試験合格者</p> <p>(ハ) 技術士(上下水道部門)(選択科目を「下水道」とするものに限る。)で平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の設計業務の経験を有した上で上下水道部門に4年以上従事し、かつ、下水道に係る設計業務の実績を有する者</p> <p>(ニ) APECエソニア(専門部門を「下水道」とするものに限る。)の場合には、上下水道部門に4年以上従事し、かつ、下水道に係る設計業務の実績を有する者</p> <p>(ホ) シビルコンサルティングエヌエーエヌ(専門技術部門を「下水道」とするも</p>	<p>のに限る。)の場合には、下水道に係る設計業務の実績を有する者</p> <p>イ 入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>第4 入札手続等</p> <p>1 入札説明書等の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成19年9月28日から同年10月15日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)(の午前0時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。))及び10月16日の午前0時から午後1時まで(正午から午後1時までを除きます。))</p> <p>(2) 交付場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部下水道総務管理系(奈良県が庁舎6階) 電話 0742-27-7524(直通)</p> <p>(3) 費用 無償とします。</p> <p>2 競争入札参加資格の確認</p> <p>この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならないものとす。</p> <p>(1) 提出期間 平成19年10月15日及び同月16日の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。))</p> <p>(2) 提出場所 奈良市登大路町12番地 奈良県北が庁舎3階E会議室</p> <p>(3) 提出部数 各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限り、ます。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 技術提案書の提出等</p> <p>(1) 2に定める競争入札参加資格の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入札説明書、要求水準書及び図面等を参考として、適切な技術提案に係る項目を立案し、その内容を示した技術提案書を提出しなければなりません。</p> <p>(2) 提出期限 平成19年12月27日 午後5時</p> <p>(3) 提出場所 大和郡山形瀬田部南町160番地 奈良県流域下水道センター総務課総務係</p>
---	--	--

<p>(4) 提出部数 各1部</p> <p>(5) 提出方法 持参に限りませす。</p> <p>(6) 技術提案に関するヒアリング等 日時については、別途通知します。</p> <p>(7) 作成、提出、ヒアリング等に係る費用 提出者の負担とします。</p> <p>4 再技術提案書の提出</p> <p>入札説明書に定めるところにより、技術提案書に係る改善通知を受領した場合、その内容に従い、再技術提案書を次のとおり提出しなければなりません。</p> <p>(1) 提出期限 平成20年2月25日 午後5時</p> <p>(2) 提出場所 3の3に同じ。</p> <p>(3) 提出方法 持参に限りませす。</p> <p>(4) 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。</p> <p>5 入札の手続及び開札の日時等</p> <p>(1) 入札書の提出は、書留郵便に限りませす。この場合において、入札書は二重封筒とし、表封筒に「4月21日開札 浄化センター1号焼却炉更新(機械設備) 工事 浄化第391号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県流域下水道センター所長あての親展として、平成20年4月18日午後5時までに3の3に定める場所に到着するようにしてください。</p> <p>(2) 開札の日時 平成20年4月21日 午前10時</p> <p>(3) 開札の場所 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター 4階会議室</p> <p>6 入札に係る金額の記入方法</p> <p>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>7 入札執行回数</p> <p>入札執行回数は、一回とします。</p>	<p>第5 その他</p> <p>1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除とします。</p> <p>3 契約保証金 単独業者の場合は、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによります。</p> <p>共同企業体の場合は、免除とします。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効</p> <p>第3に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札し得た示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第3に掲げる資格のない者の行った入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要とします。</p> <p>7 落札者の決定方法等</p> <p>(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準 この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。</p> <p>ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を50点として評価するものとします。</p> <p>イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価項目</td> <td>加点基準</td> </tr> <tr> <td>技術提案に係る項目 (50点)</td> <td>総合的なコスト削減に関する項目 エネルギーリテラの低減 設備の長寿命化</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事的目的物の性能・機能の向上に関する項目 ・ 機器の向上に関する項目 ・ 配置 ・ 配管 ・ 配管の維持管理性 ・ 配管の低減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境汚染防止対策 見学者対応</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会的要請の対応 に関する項目</td> </tr> </table> <p>ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。</p> <p>エ 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>オ 落札者の決定方法等</p> <p>(2) 落札者の決定方法等</p> <p>入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、第4の3に定める技術提案書(技術提案書に係る改善通知を受領した者)にあつては、第4の4に定める再技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、12の2で示す算式により設定された調査基準価格(以下「調査基準価格」といいます。)を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。</p> <p>なお、調査基準価格を下回る入札を行つた者は、別途定める要領に規定する書類を開札の日から8日以内(日曜日及び土曜日を含みます。)に入札執行者に提</p>	評価項目	加点基準	技術提案に係る項目 (50点)	総合的なコスト削減に関する項目 エネルギーリテラの低減 設備の長寿命化		工事的目的物の性能・機能の向上に関する項目 ・ 機器の向上に関する項目 ・ 配置 ・ 配管 ・ 配管の維持管理性 ・ 配管の低減		環境汚染防止対策 見学者対応		社会的要請の対応 に関する項目
評価項目	加点基準											
技術提案に係る項目 (50点)	総合的なコスト削減に関する項目 エネルギーリテラの低減 設備の長寿命化											
	工事的目的物の性能・機能の向上に関する項目 ・ 機器の向上に関する項目 ・ 配置 ・ 配管 ・ 配管の維持管理性 ・ 配管の低減											
	環境汚染防止対策 見学者対応											
	社会的要請の対応 に関する項目											

出すとともに、契約審査が行う事前調取に応じなければなりません。ただし、書類が提出されない場合及び事前調取に応じない場合は、失格となります。
また、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

8 別に配置を求めた技術者

- (1) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約をする場合において、落札者が奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去2年以内に完成あるいは開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、第3の3の10のア、ウ及びエに定める要件を満たす技術者を、専任で1名現職に配置してください。
 - ア 6.5点未満の工事成績評定を通知された場合
 - イ 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合（軽微な手直し等は除きます。）
 - ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、出札機関の長若しくは総務監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合
 - エ 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合
 - (2) 当該技術者は、施工中は、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとしてします。
 - (3) 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に事業担当課長又は出札機関の長に通知してください。
- 9 本契約の成立
- (1) この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとしてします。
 - (2) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者の決定を受けた単独業者又は共同企業体の構成員の一部が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者の決定を受けた共同企業体において、資格を失った構成員又は指名停止を受けた構成員を除いた構成員が単独業者としての入札参加資格を有する場合は、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。
- 10 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

11 手続における交渉の有無

無

12 予定価格の額及び調査基準価格の算定方法

- (1) この工事の概算工事費は、39億円です。

この工事の予定価格は、平成20年4月7日に奈良県ホームページの「公共工事等の入札情報」において公表します。

- (2) この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この式により算出された金額が、予定価格の10分の8.5を超える場合は、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とします。

$$\text{調査基準価格} = (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費相当額} \times 1/5) \times 1.05 / 1.00$$

13 奈良県建設工事等競争入札参加資格を有しない者の参加

第3に定める奈良県建設工事等競争入札参加資格を有しない者でこの公告に係る入札に参加しようとするものは、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）に基づき、一般競争入札参加資格審査申請書を奈良県土木部監理課へ平成19年10月16日まで提出してください。

14 契約条項を示す場所、契約を担当する課課等の名称及び所在地等並びに申請書及び資料に関する問い合わせ先

第4の1の2に同じ。

15 詳細は、入札説明書により。

第6 Summary

1 Nature and Quantity of Bid :

Design, civil works, and renewal construction of one sewage sludge fluidized incinerator (The 1st incinerator) to dispose 100 tons of sewage sludge per day, mechanical equipment, and ancillary works at the Sewage Treatment Center

2 Deadline for Application of Bid by Mail : 5:00 p.m. on April 18th, 2008

3 For further information, please contact : General Management Section, Sewerage Division, Civil Engineering Department, Nara Prefectural Government

6th fl. Nara Prefectural Government Bldg. Annex, 30 Nohori-jo-cho, Nara City 630-8501 Japan
Tel. 0742-97-7524

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成19年9月28日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

平成19年度県営住宅住宅用火災警報器の購入

2 入札物件の数量及び特質

予定数量	特質
10, 078個	日本消防協定協会認定基準合格品であること。 その他入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間

平成19年11月16日から平成20年3月14日まで

4 納入場所

奈良県営住宅（入札説明書記載の住宅）

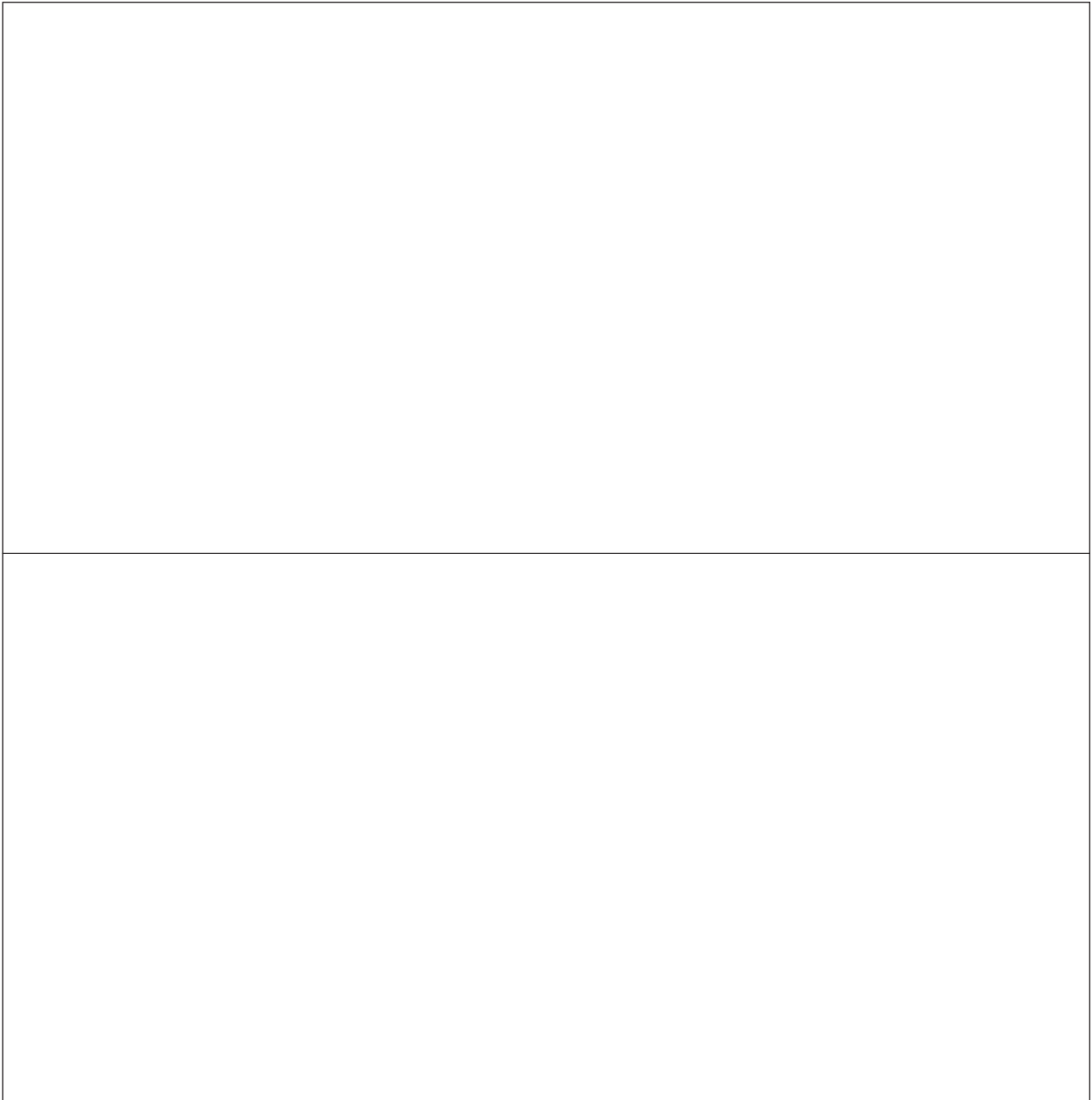
5 入札方法

入札は、1個単価で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

報 告 公 報

<p>わず、見積もった契約金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>次に掲げる1から5までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目M2消防保安用品、G1家庭用電気器具、G2通信機器若しくはG3産業用電気機械・電機設備で登録をしている者又は営業種目G1電気設備機器で登録(登録年月日が平成19年1月1日以降のもの)をしている者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の1に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。</p> <p>(4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であって、昨年の売上高が受注予定価格以上の額であり、その額の財務諸表により確認できるものであること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称、入札説明書の交付場所、入札参加資格の申請場所及び問い合わせ先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階) 電話(直通)0742-27-8908</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成19年10月12日(金)午後3時 奈良県会計局総務課入札室(奈良県庁主棟1階 会計局内)</p> <p>3 入札の日時及び場所</p>	<p>平成19年11月9日(金)午後3時 奈良県会計局総務課入札室(奈良県庁主棟1階 会計局内)</p> <p>4 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「平成19年度県営住宅住宅用火災警報器の購入に係る入札書」と朱書して、平成19年11月8日(木)までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約単価(1個当たりの落札価格)に予定数量を乗じた金額の10.0分の10に相当する額以上契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をするともに、調達物品に係る納入実績証明書及び予定数量を確実に納入し得ることを証明する書類を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) (1)の提出書類等に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要します。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手續の停止等 この調達に関する苦情申立ての処理手續において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>9 手續における交渉の有無 有(入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手續が必要です。)</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によりです。</p> <p>第5 Summary</p> <p>1 Nature and Quantity :Approx. 10,078 Pieces Of Residential-Use Smoke Alarm For Nara Prefectural Housing</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand) : November 9, 2007 3:00 p.m.</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : November 8, 2007</p> <p>4 Contact point for the notice : Item-Accommodation Section General Affairs Division Accounting Department Nara Prefectural Government 30 Naborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN TEL 0742-27-8908 (direct line)</p>
---	---	--

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行	奈良県
	奈良市登大路町三〇 電話 〇七四二一三二一〇二代
印刷	株式会社春日
	奈良市三条栄町九一八 電話 〇七四二一三五七三三三代

本誌は再生紙を使用しています。